

令和3年3月8日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

令和3年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	安土 哲 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	太田 雄 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	相澤 光治 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第4号)

令和3年3月8日(月曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 5号 松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について
- 〃 第 3 議案第 6号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 〃 第 4 議案第 7号 高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 〃 第 5 議案第 8号 松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 9号 松島町介護保険条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第10号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第11号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第12号 工事請負契約の変更について
【町道根廻・磯崎線道路整備工事】
- 〃 第10 議案第13号 工事委託に関する変更協定の締結について
【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】
- 〃 第11 議案第14号 令和2年度松島町一般会計補正予算(第11号)について
- 〃 第12 議案第15号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第7号)について

- 〃 第 1 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 〃 第 1 4 議案第 1 7 号 令和 2 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 〃 第 1 5 議案第 1 8 号 令和 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 1 6 議案第 1 9 号 令和 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につい
て
- 〃 第 1 7 議案第 2 0 号 令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第 6 号）について
- 〃 第 1 8 議案第 2 1 号 工事請負契約の変更について

【一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番澁谷秀夫議員、8番今野 章議員を指名いたします。

日程第2 議案第5号 松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第5号松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫君議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。私のほうからは、この第8期の介護保険事業計画、一通り見させてもらい、過日行われました全員協議会等で既に素案的なことは全部、概要版も含めてですけれども、お話しいただいている関係で、1つ気づいたこととして質問させていただきたいのですが、いわゆる同計画書の第2部になりますか、第3章及び第4章における利用の促進及び情報提供の在り方に対してであります。

介護保険と医療保険、あるいは介護保険と障害福祉の適用関係とか、そういったものに対するサービス適用の優先性というんですかね、そういったものについて、たまたま相談を受けるケースがあります。今回の計画の周知というんですかね、町民向けに、そういった場合に、毎度のことでありますが、ガイドラインというんですかね、概要版で町民の皆さんのほうに世帯配布されるかと思えます。

それで、よく聞かれることとして、包括支援センターなどを中心にでありますけれども、特に多い相談の内容の件数とか、そういったものを題材にして結構だと思いますけれども、いわゆるQ&A方式の部分だとか、あるいはいわゆるガイドブック上で結構ですが、Q&A等、

介護の手引の一連の流れ、そういったものを再確認で一目で分かるような形での適用というか、対応をぜひとも望みたいという声が結構あるわけなのです。

ですので、まず第1点目として、その考え方がどのようになされているかというところをお伺いしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） サポートガイドブックということで、計画の素案の本編とは別に、より分かりやすく町民の方にご理解いただくためにご用意する準備を今進めているところでございますが、やはり介護保険制度を必要になったときに、どこに相談に行ったらいいのか、またはどういう手順でそういう制度が進められていくのかということ、分かりやすくご理解いただくのが重要だと思っておりますので、介護保険制度利用に当たっての一覧については、毎回のガイドブックではお示ししているところなのですが、例えば今、赤間議員さんがおっしゃったような、地域包括支援センターによくある質問ですとか、そういったQ&Aについては、今まで掲載させていただいたことはなかったのですが、現在も8割、9割方ぐらいはガイドブックのほうも内容は固まっているところではありますけれども、もしその中に反映させられるようなことがありましたら、担当者とともに詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 皆さんの中でも、それを目に留めて介護保険の手引という形で、県内における福祉関係の大学、東北福祉大学等が監修した形で、広告関係の会社さんだっと思えますけれども、介護の手引なんかも出しておられます。そういったのが結構重宝されているようなんですね。町でこの計画書をつくられた暁に出すガイドブック等も、人によっては大切に保管しながら関わりのあるところを付箋つけてみたりしているようなので、なおそういったところに注意を払っていただきたいということ。

それから、よく最近、コロナ禍の中で、本来、医療保険よりも介護サービスのほうを優先してという対応が、年齢的なこともあるでしょうけれども、出てくるわけですが、要するに医療保険でかかっておって、仮にですよ、基礎疾患等を持っておられて、介護認定に至っていないケースで、急遽、年齢もそろそろということもあって介護認定を受けて、介護制度を使える状態になったにしても、例えば今、盛んに世の中がコロナ禍で運営しているわけですが、コロナで重症化に陥り命の危険をさらすような形態になれば、両方併用型でも使えるという話も一方では聞き及んでくるわけなんですね。

そういったことも踏まえれば、質問者の方は多分、基礎疾患を持っておられるから、その辺も懸念されての私に対する質問だったんだと思いますけれども、いろいろ調べてみますと、そういったこともあり得るわけなのです。そういったことも参考までに載せてもらおうと、少し助かるかなという思いでしたので、今回の質問に及んでいます。どうかひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。1つ、2つ、お聞きしたいと思うのですが、1つは、その高齢者福祉計画と、こういうことで、全協の際にも若干お話ししたのですが、今回の福祉計画を見まして、やはり介護保険に移行する前段の健康の保持、それから予防という側面が非常に強くて、私はもっとう、高齢者の福祉という意味で言えば、幅広くその福祉の焦点、高齢者の生活全般に当てた形で、この福祉というものを考えていくべきなのではないかなと、こんなふうに思っているのです。

なぜかといいますと、いろいろ町内を歩いておりまして、とにかく年を取ってきたら、ごみを投げに行くのにも本当に大変だと。やっとなごみステーションに行き捨ててきても、帰りどこかでとにかく休まないともう大変だとかね、そんな声があったり、それから何ですかね、車のやはり運転ですかね、来年86歳になるんだよと、それで86歳の誕生日が来たら免許を返上しようと思っているのだけれども、どうやったらその、何ていうんですかね、移動支援してもらえるんだべねと、何とか町のほうにそういう支援策を考えてもらえないのだろうかとか、そういうお話があったり、健常で普通に生活している高齢者であっても、いろいろな形でやはり支援が必要な状態というのは今起きてきているんだなということを改めて実感をするわけなのです。

そういう意味で、広く高齢者の生活全般を捉えながら、この高齢者の福祉計画というものもつくられていくべきなのではないかなという気がしているわけです。その辺について、多分この計画書は、健康長寿課を中心としてつくられたと思うのですが、庁内のそういった問題に対する連携を含めて、計画がどの程度練られてきたのかなというふうなこともちょっとお聞きをしたほうがいいかなというふうに思いましたので、まずその辺について教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ただいまご質問いただいた件につきましては、やはりこの計

画につきましては、健康長寿課が所管でしたので、課の中での完結ということで、関係機関とはいろいろご意見は伺ったところではありますけれども、アンケート調査したりですとか、ただ、役場全体の庁舎の中での例えばご意見を伺う機会とか、それは議会の前に庁議などでご意見は伺ったところではありましたけれども、作成の過程ではなかなかそういった機会を設けることができませんでした。

それで、高齢者福祉といった場合でも、年齢が若いうちから福祉が必要な場合もあると思いますので、障害福祉の計画とタイアップをするとか、そういった配慮が必要だったのかなというふうに今、ご意見を聞いて、伺ったところですよ。

どうしても介護保険の事業計画ということになりますと、健康長寿課目線で、まずは健康を保持しましょうとか、介護予防に重点を置きましょうという考えが強いものですから、なかなか幅広く福祉に焦点を当てるということについては、ほんの一部ということでは感じられるような計画だったのかなというふうに感じます。

ただ、今回はそういった高齢者福祉の理念というようなものも考えた上で作成させていただいたものではありますので、ちょっと表現が足りない部分があったかもしれませんが、大いにこれから8期の計画の中では、そういった視点も重点的に考えながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。当然と言えば当然なのかなとは思いますが、今言ったような高齢者の福祉がまるっきり入っていないという意味ではないんですよね。ただ、確かに見てはいるのだけれども、やはりじゃあ個々に見ていくと、やはり具体化がまだまだ足りないのではないかなと、そういう思いがしたので申し上げていると、こういうことであります。

やはりこういう計画をつくるにおいては、担当課だけに任せるということではなくて、庁内の連携を取りながら、計画を策定するということが大事になっているのではないかなと。これまで8回もこの計画をつくってきているわけですが、初めて私もこういうことを言っているんですよ。ですから、ある意味、そうやって回を重ねて、私自身も気づいた面はあるのですが、非常にやはり高齢化が進展する中で、そういうことでの高齢者の生活全体を見ながら、福祉という側面から捉えていくということが大事だなと、こう思ったものですからお聞きをいたしました。

それから、もう一つは、今回の計画策定、来年度からの、具体的になっていくわけですね

ども、国のほうの施策がやはり、これから後で議案もいろいろ出てきますけれども、この施策が後退するといいますか、そういう状況があるわけですよね。例えば要支援の方々のこの総合事業への移行ですとか、こういうものがずっとこう、この間行われてきているわけですが、当初予算の資料を見ますと、松島では比較的それでも移行している数、少ないのかななんて、ちょっと見方が分からなくて、そんな感じで見えてきたのですが、国のほうは今度あれですよね、今年の4月からさらに要介護の1・2についても総合支援のほうに、限定的ではありますがけれども、移行してもいいですよと、本人希望があればね、という考え方で進もうというふうな内容にもなっているようですし、それからその所得段階に応じて、所得の3ですか、3段階ですかね、この辺を中心にいわゆる居住費のうちの食費の部分ですね、これらのやはり引上げなども考えられるということになっているようなのですが、この計画自体にはその辺のことも既に織り込まれているのかどうかですね。その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今ご指摘のありました介護1・2相当の方々が、ご希望、意向があれば、総合事業のほうを利用できるということだったのですが、これは要支援1・2の段階のときに、既に総合事業を利用している場合に、継続してご希望される場合は、総合事業が利用できるというような解釈で、もちろん介護1・介護2のサービスが使えないというわけではございませんで、使い慣れたサービスを使えるというような解釈になっております。全体的には、4月1日以降のそういった制度改正を含めた内容で計画を盛り込ませていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 結局、そうすると、大体そういうことが入り口になって、なし崩し的にその必要な保険給付ではなくて、総合事業の中で事業が進められていく危険性も私は出てくるのではないかなという気がするのですが、現在、その要支援1・2のところで、その総合事業に移行している人、たしか十数人だったかな、みたいな形で、当初予算の資料を見ると、そんな感じに見たのですが、実際上どうなのでしょう。その辺の移行の状況というのは。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そもそも要支援1・2相当の方々は、松島は結構多くていらっしゃるのですが、ご希望されているサービスの中身としては、やはり福祉用具の貸与、レンタルですね、そういったものですか、住宅改修のご希望が結構多くを占めており

ます。通いのサービスとか訪問型のサービスを希望される場合については、総合事業で緩和された内容でのサービスをご利用される方がそんなに、私たちが思っていた以上は多くはなく、総合事業ができる前の要支援1・要支援2相当レベルの内容での、結構サービスの充実、充実と言っていいんですかね、内容を利用されている方が多いと、従前相当のサービスを利用されている方が多いというようなことです。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。私も資料を見させていただいて、そんなに多いわけではないんだなと思っては見たのですが、それからもう一つ、介護保険料ですね、やはり5,600円から6,600円ということで、月額にして1,000円アップするということですよ。介護保険が始まって20年たって、平成12年に2,920円でしたかね、基準額で、ですから大体2.3倍近くになっていると、こういうふうになっています。

だから、非常に保険料が高くなったと、こういう思いはするわけです。大体介護保険が始まった頃は、保険料はせいぜい上げても5,000円ぐらいまででないかと、こんなふうに言われていたんですね。そういう意味でいくと、6,600円ですから、もう始まった当初言われていた限界は、もう既に大きく超えてしまったと、こういう感じになっているわけですね。しかもその、私が問題だと思うのは、生活保護世帯、それから住民税非課税世帯と、こういうところもみんな保険料を払わなくちゃいけないと。こういう形になっているわけですよ。

じゃあ何で住民税非課税と言っているんだと。これは住民税非課税というのはもう、所得のレベルからいったら、それ以上取ったら生活が、この方々は生活すること自体が大変厳しいものになりますよということで、住民税非課税という位置づけになるのではないかと思うのですが、そういったところからも保険料やなんかはどんどん取っていくと。こういうことになるわけで、互助制度みたいなものだといえば、取らざるを得ないという話になる側面もあるのかなという思いもしないわけではないのですが、やはり住民税非課税世帯、生活保護世帯、みんな保険料を納めなければならないという、これは制度の、何ていうんですかね、根幹に関わる問題だと思うのですが、その辺の問題も非常に大きいのではないかなと。

しかも、国民年金1万5,000円以上もらっている人はもう年金から直接天引きをされるわけですね。それで、国民年金でいうと、もらっている額は月額にしたら6万、多分なるかならないかぐらいだと思うんですよ。今回6,600円ですからね、7万何がしの年金が、何ですか、年額で払われると。すると、1か月分以上のその保険料を持っていかれてしまうと、そこでね。本当に国民年金などで暮らしている皆さん方の生活というのは、本当に大変なことにな

るのではないかなと。

国のほうはずるいから、世帯合算で見て、その世帯の所得がよければいいんじゃないかと、こういう理屈になっていますけれども、本来、個々人の生活として収入を見ながらやるということが、私は大事なのではないかと思うのですが、そういう意味で、非常にその保険料も高くなっているということについて、どのような認識なのかね。まず、そういう意味では、その保険料設定で基金を取り崩したりとか、いろいろやってはいらっしやるのだけれども、もっともっとやはり今の状況を改善していくという努力が必要だったのかなと。

そういう意味でいくと、基金はもうそれでほぼ限界に近いくらい繰り出すよと、崩しますよと、こういうふうになるわけですから、あとやれること、町としてやれることといえば、一般会計の繰入れだと、こういうふうになっていくわけですが、こういう保険料、どこまでもこのままでいくと上がるわけですよ。高齢化が進んでいくわけですから。それでおいで7,000円だ、8,000円だ、1万円だという値上げになっていくときに、この保険制度自体がどうなるんだという問題が出てくるわけです。

そういう問題について、これは町長だと思うのですが、どのように考えているのかね。その辺についての考えなどもお聞かせをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、今野議員がお話ししていることはごもっともでありまして、ただ、我々としても、町としてできるというのが、やはり限られてきているというのがまず現状ではないのかなというふうに思います。今回、松島だけじゃなくて、県内でもいろいろこの介護保険の見直しされたところはございますけれども、やはりあるところでは、うちは上げなくても済んだとか、それからある市長さんは、いや、松島とうちは一緒に同じぐらいに値上げだとか、そういうお話は、今年に入って市町村長が集まる機会でこういう保険料の話題なんかになると、各自治体の首長さんからはそういうご意見を賜ります。

やはり高齢化率の高いところに関しては、料金が上がってきているというのは現実であります。じゃあこれをやはりどのようにして町民の方々に納得していただかなくちゃならないと。仮に1,000円上げるのでも、やはり納得された中で、しょうがないなど、じゃあ分かったというような、全員の方からはもらえるとというのは厳しいかもしれないけれども、そういう説明責任というのは町にあるのだろうというふうに思います。

この間、介護保険運営協議会が、これは資料として2月5日に病院の先生方とか集まってい

ただ、この保険料についてもお話し、ご意見を賜っておりまして、その会議録が私のほうにも来ていますけれども、やはり先生方のほうからも、また委員の方からも、町はこれだけ頑張って、これだけ抑えたのだけれども、ただし、これを上げるがためには、基金もちゃんとこういうふうに崩したんだよと、そういったこともきちんと説明していけば、町民の方々は納得されるのではないかというご意見もあったようでありますので、今後、町とすれば、例えば片方は下げて、片方は上げて、何か帳尻合わせているんじゃないかというようなご意見もある方からは聞きましたけれども、決してそういうことじゃなくて、一つ一つの会計として持っていかなくちゃならない。特に、これから介護保険というのは、一般会計の次に一番大きいのはこの会計なので、やはりここはしっかりと見ていかないと、まだまだ松島町はこれからもっと高齢化、上がると思いますので、町としてきちんと精査していく考えはあるのだろうというふうに思います。

いかにすれば安くするか、またいかにしてサービスが提供されて、それで高齢者難民というか、福祉難民の方々が少なくなるように、町としても鋭意努力してまいりたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） あまりここで論争しても始まらないといえば始まらないのだけれども、結局、苦しんでいるのは住民なんですよね。保険料を納めたり、暮らしている人たちが苦しむわけですよ。だから、その住民の苦しみをどうやって解決するのかという答えには、結局なっていないのかなと、今のはね。今の町長の答弁も含めてね。努力されているのは非常によく分かるのですが、それだけでは解決しないというのが今の現状だと思うんですね。やはりそのためにどうするのかということも含めて考えなければならないと思うのですが、その辺についての考えなどがおありでしたら、もう一度最後にお聞きをしておきたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 別に今、ここにメニューとしてこういうものがございますとはなかなか言えませんけれども、やはり近隣の2市3町の中でも、また消防事務組合の中でもいろいろ関わってきておりますので、まずは連携している自治体なんかとよくご相談して、地域間格差をなくしながら、最後はまた国のほうにもお訴えをしながらやっていかないと、この会計はもうもっていかれなくなってくると思います。

ですから、国のこれに対する考え方、それから高齢者福祉に対する国の取組方、こういったこともとらわれてくると思いますので、今後、こういう要望の機会があれば、きちんと要望

して見返りがあるように頑張っていきたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対の方の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。反対討論というか、このままでは駄目だろうなと思うので、ここで討論に参加をさせていただきたいと思います。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、高齢者が介護状態に至らないための健康維持・予防の側面と介護という2つの側面に重点を置き策定されているところだと考えます。これらが高齢者福祉の重要な側面を構成していることは当然であります。高齢者の日常生活は通常一般の人々と同様に様々であり、そこに高齢になることによる様々な困難も発生してきます。それは計画の主要な柱となっている健康や予防、介護であるとともに、単身世帯や高齢者世帯の抱える問題、買物や病院への通院、それらに関わる移動手段など交通事情、所得の低下、住宅事情の悪化、ごみ捨てや灯油缶の持ち運びも困難、孤立など様々であり、それらにどのように応えようとしているのか。

例えば来年は86歳になるので運転免許を返上しようと思っている、町で何かしらの支援をしてほしいという声や、ごみ捨てに行ったらけれども、捨てる場所が遠く、本当にごみ捨てるのも大変なんだという、そういった声があります。こうした声に答えを出すことも、福祉計画として必要なのではないかと思います。その点では、健康長寿課のみならず、庁舎全体の中で意見を交換し、計画を策定することも重要だったのではないかと考えるところであります。

老人クラブに助成はしているものの、クラブの会員や役員の高齢化に伴い、会員の減少が続くなど、地域コミュニティーの縮小で相互支援も難しくなっている地域もあるのではないのでしょうか。

移動手段では、町営バス運行や高齢者世帯等タクシー事業が行われていますが、タクシー事業は対象が高齢者全体の1割にも満たない状況であり、農漁村地域に限らず、町も含めた高齢者の移動手段に対する各種の支援が必要になっていると思います。

高齢者の住宅環境では、例えば町営住宅などでは高齢化が進むとともに、住宅環境、老朽化

が深刻であり、こうした住宅に住み続けさせることを当然とすべきではないし、この状況を変えることが必要と考えるものであります。町営住宅だけでなく、好ましい住環境とは言えないところに住む高齢者も少なくはないのではないのでしょうか。福祉計画という場合、健康や介護だけでなく、高齢者の生活全体を支えようとする視点を持って、福祉を追い続け、計画を策定すべきなのではないのかと考えるところであります。

また、介護保険事業では、職員の皆さんをはじめ関係者の皆さんが大変努力されていることを評価し、感謝しつつ、介護保険料が前期計画から基準額で約18%も引上げになる点であります。介護保険制度が始まって20年、この間の保険料は約2.3倍になりました。しかも今後、要介護1・2について、まだ限定的ではありますが、要支援1・2と同様に保険給付から外し総合サービスへの移行が狙われ、所得段階3を中心に食費など値上げも考えられるなど、利用者負担が増嵩する見通しであります。

制度が周知し利用も高まったことで、給付費が増大している側面もありますが、何よりも国による社会保障費削減による影響が大きいものと考えます。その点では、現在の財源構成を変えることが必要であり、居宅給付費や施設給付費などに対する国の負担割合を引き上げることが重要であります。年金が下がっていく中で、こうした負担増は高齢者の生活をますます厳しいものにしていきますし、介護の現場で働く方々の処遇や労働環境も改善をしていきません。こうした計画をつくらざるを得ない職員の皆さんも悔しいのではないかと思います。

このコロナ禍の中にあって、日本の10億ドルを超える資産保有者は、このコロナ禍の中での1年余りでその資産を2倍にしたと、そういった報道もあります。多くの国民が休業や離職を求められる中で、貧困の格差は拡大をし続けているのであります。税金の集め方と使い方を変えれば、もっと国民が大事にされる、そういう社会をつくれるのではないかと考えるところであります。

高齢化の中で、社会保障費を削減するという冷たい政治に反対の意を述べさせていただき、反対の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。議案第5号松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について、賛成の立場から討論に参加いたします。

当町における高齢化率は、令和2年12月末時点で39.0%になっており、今後も増加していく見込みであります。住み慣れた地域で生活する全ての高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らせる環境が実現できるよう、医療・介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確

保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加が見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し多様化していくことが予測されています。団塊世代全てが後期高齢者となる令和7年を見据えた地域包括ケアシステムの推進や、団塊ジュニアが高齢者となり現役世代が急激に減少する令和22年を見越した介護サービス基盤の整備などの取組を推進していく必要があります。

本計画は、第7期計画の取組を継承しながら、高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らせるよう各分野のより一層の連携を図りながら、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進し、持続可能な介護保険制度運営を図るために策定をするものであります。

当町には、介護に対する手引や負担額等、町民へのしっかりとした周知をお願いするとともに、国への財政支援等の働きかけを行いながら、介護保険事業の健全運営を努めていただくよう期待し、賛成といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第5号松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第6号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。これについても全員協議会で一定程度説明をいただいているわけですが、あの時点でも明確でなかったような気がするもので、それらの点について幾つかお聞きをしたいと思います。

1つは、自動車のみの契約の場合の話をさせていただいたわけですが、これについては、1日当たり1万5,800円という限度額で公費負担がありますよということなのですが、これは自動車と看板と拡声器が一体となった場合のお話をしたわけですが、限度内であれば、こういう形でも車を借り上げることが可能なかどうか、その辺について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

選挙運動用自動車の仕様につきまして、基本、車体基本料、レンタカーとかそういう場合、それのみということになっておるわけですがけれども、今議員ご質問の看板とかスピーカーが一体となっているというような事例はどうなんだということでございますけれども、これにつきまして、なお全協以後、ちょっと県選管のほうにも問合せをいたしまして、そうした場合、やはり県選管からも、これは基本、分けてもらわないとやはり駄目なんですよという回答でございました。

どうしてもその看板・スピーカー分が、例えばサービスとかという話になった場合、それはどうしても公選法に規定する寄附に抵触するおそれがあるから、それは駄目ですという回答でございましたので、一応その車の借入れの場合でも、その辺はきちっと分けてもらうということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分けてというのは、金額上明確であればいいということなのですか。一体型のものであっても、車両の部分は1日1万5,800円ですと。看板・スピーカーについてはゼロ円ということではもう駄目なんですよね。これは寄附行為になりますからね。そうしますと、その看板と拡声器等については、何がしかの料金がこういう形でありますよというふうに分けて申請することによって、それは可能だということになるのですか。その辺はどうなのですか。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） おっしゃるとおり、全体の契約の中で、車両本体の部分が幾ら、看板・スピーカーの分が幾らですと、ちゃんと分けられていれば、その本体部分については限度額の範囲内において対象になるということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしたときに、そうすると、そのサービスの基準となる額はどれくらいかという問題が発生してくるんじゃないかという気がするんですね。看板は幾らというのは決まっているわけじゃないですよ、それぞれみんな違いますから。そうすると、拡声器にしても看板にしても、そのいわゆる寄附行為とみなされない金額の基準というのが出てくることになるのではないかと思いますので、その辺についての見解はあるのですか。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） その辺の見解となりますと、今何とも申し上げるあれはないのですけれども、やはりその辺はどうしてもそのサービスというのは、まず対象外の部分だよということなので、それでやっていただくしかないということになります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれその結局は寄附行為に当たるか当たらないかという判断を、どのラインで引くのかということにやはりなるのだと思うので、まずその辺は研究していただければと思いますので、ここで今聞いてもそれ以上のことはないのしょうから、その辺についてぜひ研究もしていただければと思います。

それから、そのビラの公費負担についてですけれども、いわゆる枚数制限があるわけなので、その枚数制限を確たるものとするために、一般の参議院ですとか衆議院ですとか、そういう国政の選挙になると証紙をもらって証紙を貼るという行為をしてビラを配布すると、こういうことになりますけれども、これは町長選挙でも町議会議員選挙でも同様な行為を行うということになるのかどうか。その辺について確認をさせてください。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） ビラにつきましては、今回、町議会議員選挙でも頒布が解禁になるということでございますが、これも全員協議会で申したとおり、証紙を貼ってですね、頒布するビラについては、選管のほうから交付する証紙を貼って頒布していただくということになります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。

もう一つ、ポスターの関係なのですが、ポスターというのは、出来上がってしまえば1枚ですけれども、作るまでには様々な作業があるわけですね。写真屋さんに行って写真を撮った

り、印刷に回すとか、いろいろな行為が必要になってくるのでありますが、それはそれらの行為を含めて一連のものとして限度額の支給になるのかどうか。その辺がよく分からなかったんですよ。写真屋さんに行って写真を撮りましたと、この費用は別になってしまうのかどうかですね。その辺はどうなのでしょう。ポスターは完成品として幾らでできたというのは、これ最高で幾らでしたっけね、千九百幾らだったかな、そういう金額だと思うのですが、そういう行為を含めて1枚当たり1,920円まで認めるということになるのか。その場合に、写真代に幾らかかりましたとか、そういう後づけとか、裏づけのこの添付すべき資料とかというのは必要になってくるのかどうかですね。その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） ただいまのご質問ですけれども、ポスターの作成、一応1,941円が単価の限度、1枚当たりということなのですけれども、これにつきましては、作成するまでのそういうデザインとか、そういうものも含んだものに一応なっておりますので、そういう写真代とか、そういうものも含んで最終的に幾らで仕上がったんだということで申請していただければというふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。それで、その場合に、だから、写真屋さんに行って写真を撮ったと、ここでは幾らかかりましたと、印刷屋さんで何枚印刷して幾らかかりましたと、こういうことになると思うんですよ。ここで言っているのは、掲示板の数、51か所だったかな、50か所だったかな、その枚数でこの金額になっているわけですね。

それで、ポスターを印刷するときは、例えばその倍の100枚印刷する方もいらっしゃるのではないかと思うんですよ。そういう場合の計算とか、それはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） そのポスター印刷の今、最初のご質問、写真代が幾らだったとかというのは、あくまでその単価の中での話になるかと思えますので、それが総合してその単価限度額を上回っていなければ大丈夫かと思えます。

それからあと、その51枚ですね、あくまでそういうときに公費負担の対象になるのは、ポスター掲示板の数の51か所、51枚分まででございますので、それ以上刷ったものについては自己負担というふうになるようになります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かったようで、私、まだ理解できていないのだけれども、その写真代で例えば3万円かかりましたと、印刷代で7万円かかりましたと、合わせて10万円ですと、こういうふうになりますね。それで、合わせて10万円になったやつを51枚で割った金額が1,941円以内であれば、これは公費負担の対象になるということになるのか。そのとき、その印刷枚数が100枚は印刷したんだと、7万で印刷したのだけれども、100枚印刷したのだと。こういう場合は、7万円の2分の1という計算にするのかですね。その辺はどうなのですか。

いろいろ選管にお届けするときは、領収書の添付やなんかも多分必要になってくるんだと思うんですよ。そのときに、領収書の書き方の問題とかいろいろ出てくるのだろうと思うのですが、非常に細かい話で申し訳ないのですが、その辺はどうなるんでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） あくまで印刷を最後するとき、100枚なら100枚頼んだ、それで幾らだったんで、結局あと公費負担でこちらに申請いただくのは、そのうちの51枚分ということで申請いただくようになるかと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっとしつこいけれども、印刷というのは、原版を作るのは大変お金がかかるわけですね。原版をね。そうすると、50枚で5万円で100枚で7万円だという、そういう考え方もあるんだと思うんですよ。だから、その領収書をもらうときも、そうするとその辺も含めて、分けて印刷屋さんからもらうということなんですかね。100枚刷ったのだけれども、50枚の領収書を書いてくださいという話になるのですか。どうなのでしょう、そういうのは。分かりますか。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） ちょっとそこまでいきますと、私も今お答えできかねる面はありますけれども、今後、その手続の様式、規定を今後、この条例が成立した後に決めていくわけなのですけれども、その中でこういう書類にこういうものをつけて申請いただくというようなことを、なお手引の作成と一緒にやってまいりますので、あとその辺は立候補者説明会とかそういうところまではしっかり作って、ご説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ちょっと確認なのですけれども、ポスターの枚数なのですけれども、掲示板だけの数だと51枚というふうなことになっているのですが、選挙管理委員会のほうに1枚提出しなくちゃいけないというふうなのがたしかあったと思うのですけれども、その分は含まれないんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） すみません、そこはちょっと後で確認させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、そういうふうにして、質問者と答弁が食い違うというようなことも、理解の度合いなんですね。私、こうやって市議会とか市長選とかほかのところですね、ありますよね。そういうときのトラブル、この会計上のトラブル、そういうものが非常にね、どういったものがトラブルになったのか、不明な点があったのか、そういうのを出してもらえばいいんですね。それも1つだと思うのです。

ですから、選挙説明会のときではちょっと、なかなか事務局の人もあたふたする。今ここに、立候補予定者の人も、ちょっと1回、2回では、なかなか難しいということになりますので、ちょっと日を改めまして、公募しながら、町民の人に、こういうことがありますのでどうぞというようなことを考えられないかなというこの提案でございますので、考えてくださいませ。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 中條選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中條宣之君） 一応事前のそういう説明会というような話になろうかと思うのですけれども、確かに制度として初めてのことでですので、通常1か月前ぐらいにある立候補者説明会とかでは、ちょっと遅くなるんじゃないかということも感じておりました、そういう必要性も感じているところですので、ただ、現職議員さんたちだけへの説明ということにはならなくて、立候補を考えている方も含めてのそういう説明をする場が必要なかなということも感じているところでもありますので、その辺を含めてちょっと今後、委員会とかの中でも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案7号高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。元年度の決算書を見たら、100万円ほど残額があったのですが、この残額、平成23年度より貸付実績はないということなので、かなりの期間、10年ぐらいですね、は残の状況は続いてきたと、こういうことだったのだろうと思うのですが、この残金を収入したのはいつの時期だったのか、どういう形で収入がされたのか、その辺についてご説明をお願いしたいということと、条例を見ますと、貸付けの返済の意思がないときは、延滞金を課すると、こういうことになっているのですが、返済の意志があったから返しができたんだと、こういう理解なのか、その辺について延滞金の処理も含めて、その内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まず、残額の部分に関してお答えさせていただきます。

残額のほうにつきましては、平成26年度に184万2,000円ほど不納欠損した後、3万円ほどの貸付未納金が発生しました。3万円の貸付未納金の納められた年度についてなのですが

も、平成27年度に7,000円、平成30年度に2万2,000円、令和3年、提案説明で説明させていただいたとおり、令和3年の2月1日に1,000円、この未納額を納付に至っております。

また、延滞金についてでございますが、過去の資料を確認させていただきましたが、延滞金を徴収せずに全て納付に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 元年度の決算書を見ると、貸付残が100万円だったかな、私の数字の見方かな、1,000円かな。じゃあ分かりました。了解しました。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第7号高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第8号松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

先ほどの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の中でもいろいろとお話をさせていただいたわけでありましたが、20年間で2.3倍近くの保険料額になってしまったということで、現状、保険料の滞納状況ですとか、分かればぜひ教えていただきたいなと思っております。滞納があれば滞納処分状況、あるいはその給付の停止状況などもあるかと思うのですが、その辺の状況についてお知らせをいただきたいということと、それから先ほどもお話ししましたが、いわゆる非課税世帯というのは一体どれぐらいあるのかなと。いわゆる65歳以上の対象のところでは非課税世帯となっているのはどれぐらいあるのかなというところが、もし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 現在の滞納の状況ですね、非課税世帯等の状況につきましては、現在ちょっと把握しておりませんので、答弁整理をして回答させていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） すみません、ここで休憩に入らせていただきます。

再開を11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

質疑から入ります。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今野でございます。

先ほどの質問であります、議案第8号と9号を取り違えて、私、質問をいたしてしまいました、大変申し訳ありませんでした。先ほどの質問については取消しをさせていただきたいと、このように思います。時間を取らせてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 8号なのですけれども、ここで感染症の影響により収入が減少したと、そういうようなことで減免になるということですよ。それで、前年収入と、または前月の収入に対して何%の減収になれば、このように対象になるのかということをお教えいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 何%の減収ということでございますが、こちらは令和2年の5月臨

時会のほうで条例、減免の条例ということで出ささせていただきました、可決いただきました。それで、収入減ということにつきましては、10分の3以上といった場合に減免というか、免除等の対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 大変失礼しました。分かりました。10分の3ということでありませぬ。そういうことで、こういうのね、改正前、この今回改正だったのですけれども、それ以前にこういう対象になった方はいらっしゃるのでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ご質問の件ですけれども、多分対象になったということで、国保税の減免になった方ということでよろしいですかね。こちらについてはちょっと補正とも絡むのですけれども、条例可決していただいて、令和2年度、令和元年度分ということでありますけれども、7月から順次受付ということで、受付をしておるところでございます。

それで、令和3年度の2月末ということでございますが、減免申請者、国保税の減免申請ということで、96名の方が減免申請なされまして。そのうち減免決定が91名と。不承認者が5名ということでございます。5名のうち4名が、先ほど私が答弁した現事業収入の減少額が10分の3以下に、10分の3以下になっていなかったという、ああ、10分の3以下ですか、10分の3以上ですから10分の3以下になっていたと。あと、もう1名の方はちょっと、先ほど私、答弁は言っていなかったのですが、ほかの収入で400万円以上の収入がある場合は該当しないですということで、そちらで減少以外の所得が400万円を超えている方が1名、前年度いたということで、同じ話になりますが、96名のうち減免決定者が2年度分については91名ということになっております。

また、令和元年の2月1日からということもございまして、令和元年度分についても還付金という形で還付している方もいらっしゃいます。こちらについては78名に対して73名の方に還付ということで発生しております。令和2年度、令和元年度の分の違いというのは、令和2年度から税金が発生している方とか様々な方がいらっしゃいますので、ちょっと96名と73名ということで人数が違っているというような状況でございます。

なお、こちらについては先ほど申し上げたとおり、コロナ減免により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免ということになっておりますので、令和2年5月の議会で承認いただいて、それ以降ということになっております。なお、3月末まで申請可能ということになって

いる状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 分かりました。結構おるわけでございます。

それで、この条例が承認、議決になりますと、この減免申請というのはもっと増えるんじゃないかなと想定されるのではないかなと思うのですけれども、そういうときは相当増えるのではないかなと思うのですけれども、どのぐらいの想定をしていますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほども申し上げたとおり、この減免のほうが令和2年の5月の臨時会で可決いただいて動いていると。ただ、今回の条例改正については、新旧対照表を見ていただくと分かるかと思うのですが、国の特別措置法の改正で、旧の部分が新型インフルエンザ特別措置法云々かんぬんというのを、中華人民共和国云々かんぬんというこう、何ていうんですかね、趣旨の部分の改正ということでございますので、人数の増減というのはちょっと影響ないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第8号松島町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。



○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第9号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。先ほどは大変申し訳ありませんでした。改めて質問をさせていただきたいと思います。

今回、第8期の保険事業計画の中で、介護保険料の料率が改定をされるということになりまして、基準額で月額5,600円が6,600円になると、こういう形になっておりますが、現状、保険料の滞納状況、これについて教えていただければというふうに思います。滞納状況につきましては、いわゆる給付の制限等、こういうものが行われているかいもないかも含めて、教えていただければというふうに思いますし、さらに所得段階ごとにおける、この住民税非課税の世帯の数といいますかね、非課税の人数というんですかね、そういったものがもし分かれば、お教えいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まず、未納者の状況についてご説明いたします。まず、人数ですが、過年度分で88人、金額で540万円、現年度分で人数70人、金額で246万円です。今、給付制限の状況につきましては、対象者が4名ほどだったかいらっしゃるということでしたけれども、現在のサービスの利用状況については、こちらでちょっと現在把握といいますか、手持ちにございませぬので、対象者はいらっしゃるということをお伝えしたいと思います。

また、非課税の状況ですけれども、区分の段階で申し上げてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）現在、現在といいますか、令和3年度につきまして、令和2年4月1日で換算した人数でございますが、第1段階で857人、それから第2段階で360人、第3段階で370人でいらっしゃいます。ちなみに第1段階といたしましては、16.2%ということになっております。また、第4段階は、ご本人は非課税ですけれども、世帯としては課税だという方につきましては、918名ということで17.4%でいらっしゃいます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと確認なのですけれども、そのいわゆる過年度の滞納者の数と現滞納者の数で、88人と70人ということなのですが、相当ダブっているのだろうなと思いますけれども、ほとんどダブっているという認識でよろしいのかどうか。その辺はどうなのでし

よう。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実際のダブっている人数については、詳細は把握しておりませんが、ほとんどの場合はダブっている方でいらっしゃると思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。介護保険条例の一部改正ということでありまして、介護保険制度は2000年にスタートいたしました。それまでは福祉の措置制度ということで対処され、ほとんどの場合、負担がないという状況でありました。しかし、介護保険制度がスタートし、サービスが有料化をされますと、40歳以上の国民は、それまでなかった介護保険料を負担することになったわけでありまして。

介護保険制度が始まったばかりの本町の第1号被保険者の保険料は2,920円でしたが、今度の改定では6,600円と、約2.3倍にもなっております。制度発足当初は、保険料負担は月額5,000円が限界と言われておりましたが、本町の保険料は月額6,600円、年額にすれば7万9,200円と、国民年金の月額をはるかに上回り、1か月分以上の年金がそっくりなくなる状況であります。

一方では、高齢者の生活を支える年金の引下げ、そして後期高齢者医療の窓口負担の増額、介護利用料の値上げによる利用者負担増など、負担は増すばかりでございます。既に高齢者の介護保険料の負担は限界を超えていると思うものであります。今後さらなる高齢化の進展で、介護需要はさらに増加し、現行の介護保険制度では保険料はさらに増嵩することになります。その結果、高齢者の生活がどうなるかは火を見るよりも明らかではないでしょうか。

こうした保険制度の行き詰まりは、財政負担を住民と地方自治体に転嫁してきた国の責任が問われているものであり、第5号議案でも申し上げましたが、現在の財源構成を変えることが必要であり、居宅給付費や施設給付費などに対する国の負担割合を引き上げることが求められているところと考えます。

また、町においては、介護保険特別会計の財政調整基金を取り崩すだけでなく、一般会計が

らの繰入れも視野に入れるべきではなかったかと申し上げて、反対の討論といたします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1 番杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 議案第 9 号松島町介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加いたします。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みで、その財源として第 2 号被保険者と第 1 号被保険者の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構図となっております。今計画においても、第 1 号被保険者が 23%、第 2 号被保険者が 27%と、第 7 期計画と同様の負担割合であります。当町では 3,775 万 4,000 円の基金を取り崩し、基準額を 6,600 円にしたのは、第 9 期に備えてということもありますが、町民の負担が緩和されたことは評価できるものであります。

当町では人口減少が続き、また高齢化は令和 2 年 12 月末時点で 39%になっており、今後も高齢化率は増加し、サービスの利用者や 1 人当たりの給付額も増える影響で、負担額は今後も増えていくことが考えられますが、町民へのしっかりとした説明を期待すると同時に、事業者の人材確保を含め、高齢者が安心して暮らせる環境を続けるよう、これからの介護保険を健全に運営していくためには、国の、国からのさらなる支援が欠かせません。

当町には、今後とも国からの財政支援等の働きかけを行いながら、介護保険事業の健全運営に努めていただくよう期待し、賛成といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第 9 号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第 9 号松島町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

＝

日程第 7 議案第 10 号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第10号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。今回の居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、4つの条例を1つの条例改正案で改定をしていこうと、こういうことで、主な内容としては、人員基準の緩和、それから認知症グループホームのユニット数の弾力化、夜勤の職員体制の見直し、計画作成担当者の配置緩和と、こういったことでずっとたくさんあるわけではありますが、一つ一つちょっと私、理解できないところについてお伺いをしていきたいというふうに思います。

1つ、いろいろ、条例4本ですので、重なっている部分もあります。最初の第1条関係であります、説明資料の新旧対照表の1ページ目でまずありますけれども、人権擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備を行うとともに、こういうことで条文にあるわけではありますが、必要な体制というのはどういった体制なのかと。どの程度の人的配置を求めようとしているものなのか、その辺の具体的な中身について何かあるのであれば、教えていただけないかなと思ったところであります。まずそこからお願いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 人権擁護に関わる部分といいますと、高齢者の虐待予防にもつながる点ではありますけれども、そこに何人職員を充てなければいけないというような具体的なことは示されていないのですが、大体その事業者の中でそういった問題を取り上げて、例えば体制を整えるですとか研修を行うということは、今まで示されたところがなかったので、今回改めてこういった条例を改正することによって、事業者のほうにもそういった周知を行うものです。具体的なことについては特にはないのですが、委員会を設置するですとか、職員に対する研修を行うですとか、体制を整えるといったような内容の条例の改正になっております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、その辺は事業者の自主性に任されていると、こういうことでいいのかですね。言ってみれば、許認可権を持っているのは町で、許認可もするのしょうから、その辺について町側からの行政側としての指導の在り方としての位置づけというんですかね、その辺はどうなるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回条例改正をお認めいただいた暁には、町のほうから地域密着の事業者に対しましては、今回条例の改正の内容について積極的に、例えば高齢者の虐待ですとかハラスメントの予防ですとか、あと感染症の予防に対する体制を整えていただくようなことについては、改めて周知を町のほうからさせていただくことになるかと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。その際に、ですから具体的にその虐待防止、この後も出てくるのですが、その虐待防止のための委員会なりなんなり、これだけじゃなくて委員会をつくるのもありますよね。そういったときの委員会の構成の在り方とかもいろいろ出てくるのだと思うのです。事業所だけですと、その中にはそういったことに関して専門的な知識を持った方がいらっしゃらないというケースもあるかと思えます。委員会をつくるということになると、例えばそういった虐待等に対する、あるいは何ですかね、感染症対策もそうなのですが、専門的な知識を持った方の委員の就任というようなことも必要になってくるのかなというふうに感じたわけです。

ですから、その条例が通った段階で、そういう委員会等の組織の在り方として、こういったことが望ましいという考え方も含めて、その指導をされるのかどうかですね。その辺はどうなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回、こちらの条例改正をするときの段階においては、詳細はまだ示されてはいないのですが、今後、一定期間の中でそういった具体例ですとか先進事例の取組などが示されると思いますので、松島町でどういったことがふさわしいかということも含めまして、今いる人材で大丈夫なのか、それとも各種団体のほうにそういった人選も含めてご協力をいただくべきものなのかというようなことは、担当課のほうで情報を取り寄せて進めさせていただければというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。これからというところが多分多いのかなと思いますが、2つ目なのですが、この資料の3ページ目、14条の（21）ですか、この中で法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額云々とかうずっとあって、町長が定める基準に該当する場合と、こうあるのですが、その下にさらに利用の妥当性とかいろいろ書いてあるわけですが、どういうことなのか、私にはまだよく理解できないのです。それで、

その辺が、この条文は何を規定をして、町長が定める基準というのは、具体的にその内容は
どういうものになっていくのか。

それから、利用の妥当性というのは、これは町が判断するということになるのだろうと思う
のですが、その辺の具体的な流れといいますかね、内容について教えていただければと思う
のですが。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） この条文は大変理解に苦しむところで、担当課としてもど
ういうことなのだろうかということで、理解に苦しむ部分でございました。この部分は、こ
ちらの資料の中で2番の①つ目なのですけれども、ケアプランにおける各サービス割合等の
利用者の説明ということで、こちらはケアマネジメントの質の向上を目的として、1条のみ
に該当する条文となっております。簡単に言うと、ケアプランをきちんと検証しなさいとい
うことで、必要なものについては市町村に届けて、そして検証を行うことというような内容
になっております。本当に簡単ですけれども、そういった内容になっております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、結局この町長が定める基準とあるんですよね、ここに。この町
長が定めるというのは、健康長寿課の課長さんたちが中心になってこういうことでと決める
のだろうと思いますけれども、この基準ってどういう基準なんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） サービス計画をつくったときに、訪問介護が特に多い場合が
続く場合については、例えばそのケアプランの妥当性として、ほかのサービスも併用しなが
らですとか、そういったことを勘案していただいてケアプランをしたほうが、その方のプラ
ンに役立つものだと思いますけれども、町長が定める基準に該当する場合ということに
なりますと、基準該当サービスとか、その辺を利用するときにする言葉ではあるのですけれ
ども、具体的にこういった基準があるとかというのではなく、できればその1つのサービ
スに偏りのないようなプランというか、その割合に、一つ一つのサービスの割合を持ってプ
ランをつくるというようなルールになっているものでございます。何か答えになっていない
ような気がするのですけれども。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか難しいところで、結局、そのサービスを効率よく使っていただ
きたいということになるのだろうなとは思っています。だけれども、サービスそのものはそれ

それぞれの介護段階に応じて限度額が設定されていて、その限度額の中で、その利用する分にはですよ、ある意味、利用者の自由ではないかと思うのですが、その自由を制限する中身につながるのではないかと思うのですが、その辺はどうですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 自由を制限するというよりは、例えば偏りのあるようなサービスが1つの、1種類だとか、一、二種類だけのサービスに偏ったものとか、あとは全国的には、例えばご自身の事業所の中でサービスを提供している場合、ご自身のサービスのほうに誘導する場合もあるというふうに聞き及んでおりますので、そういったことがないようにきちんとそのケアプランを点検して検証を行って、質の高いケアプランを行うようにというふうになっているのではないかと解釈しております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。

その次なのですが、どこだったかね、20条だと思うのですが、業務継続計画に関する規定というのがあるのです。これもよく分からないんですよ。なぜその業務を継続するための、多分計画だと思うのですが、そういう計画をつくりなさいということを事業所になぜ求めているのかがよく分からないのですが、それはなぜ求めているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは、資料の3番目、感染症や災害に備えた対応力の強化のための条文かというふうに解釈してございまして、私たち公務員も今回、新型コロナの発生に当たりましたは、各課で業務継続計画をつくりまして、自分たちが感染した場合に休まなければならないと、そういった場合に、お互いのその業務をどのようにフォローするか、それからこの業務は休んでいいもの、それから継続しなければならないものということを整理するというようなことで業務継続計画をつくったのですが、同じように高齢者のサービス事業者におきましても、実際に自分たちが感染者が出た場合においても、継続してサービスを展開しなくちゃいけない場合については、どのようにその業務をフォローし合うのか、人員体制を組んでいくのかというようなことを想定したものを、計画として準備しておかなければならないものではないかということで解釈しております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。

次なのですが、12ページの47条とか、それから14ページの56条、27ページの117条、35ペー

ジの151条とか、多分その人員基準の緩和に関わる規定がされているということだろうと思って読みました。それで、この人員基準の緩和については、その資料で見まして、この認知症グループのホームのユニット数の弾力化だとか、夜勤の職員体制の見直し、あるいは計画作成担当者の配置の緩和だと、こういうふうに言っているわけなのですが、例えばですよ、松島町には認知症対応のグループホームがございますけれども、そのユニット数の弾力化といったときに、1ユニット当たり定員があつて、例えば10人だとか15人という定員があつて、それでそのユニットの中の人数も変えることができるということなのか、その施設の中の1人当たりで見るユニット数の数を増やすことができるということなのか、その両方なのか、そういうことが分からないのですが、そういうことと、それから夜勤の職員の体制の見直しというのがあります。これを読んでいると、どうも夜勤の場合だと、自分の専門的な職務を外れてほかの施設のところも見ることができますというような形になっているように読めるのですが、大変この、何ていいますかね、人材不足なのでね、そういった形で何とか施設を回すための便法としてつくられている条文になっているのではないかと、こういうふうに読ませていただいたわけなのですが、具体的にその例えばグループホームのユニットの場合に、現実問題としてどんなことが起きていくのかと、くるのかというところを、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現在、認知症のグループホームにおきましては、2つのユニットまで認められていたところですが、この条例改正によりまして、ユニット数3つまで認められることとなります。ただ、3つまでなのですけれども、必ず3つそろえなくちゃいけないものではなくて、1ユニットでも2ユニットでも、グループホームは成り立つということになります。また、定員は1ユニット当たり9人までですけれども、この人数につきましても必ず9人を入所させなければいけないというのではなく、5人でも6人でもいいわけなのですが、ただ、事業所の財政といいますか、収入を得るためにはやはり1ユニット当たりぎりぎりの人数を入所いただいたほうがよろしいのかと思いますが、そこまで、人数までを制約するものではなく、何人以内というようなことでなっております。

それで、町内には2つほど認知症のグループホームがございますが、このユニット数を増やすに当たっては条件がございますが、平屋建てで一体化したといいますか、ものでなければ、ユニット数が増やせないということもありますので、そういったことが簡単にできない場合もあるかと思いますが、ただ、希望があれば、今ツウユニットの、2つのグループホームのう

ち、もしかしたらスリーユニットにしたいという希望が出てくる、今後、可能性はあります。

また、夜勤職員の体制につきましては、1ユニット当たり1人の職員を置かなければならないということが、大変その人材不足の中、確保するのが難しいということは実際、実は聞いておりました。これが例えばそのスリーユニットにしたときに2人になるというのは、大変ありがたい話であるということは、グループホームの職員のほうから実際に聞いた話ですので、実際のそういうサービス提供には支障のないものと町としては考えているところです。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。支障がないというお話なのですが、いずれ、でも当初のその基準でいけば、1ユニット1人の職員の配置と、夜間ですか、こういうことだったものが、3ユニットに2人ですか、の配置でもいいと。こういうことになると、1分の1が3分の2になるわけですね。そうすると、そこで働いている人にとっては、言ってみれば非常に労働がある意味きつくなる側面が出てくると。こういうことになっていくのではないかなというふうに思うのです。

これは働いている人の仕事がきつくなるということは、その介護をされる人たちのやはりその介護の状況、命の問題も含めてね、関わってくることにつながるのではないかと、こんなふうに思うんですよ。そういう意味では、この規制緩和ということについては、なるべくやはり避けるべきものなのだろうと思います。残念ながら、その介護労働に携わる方々がなかなか出てこないという状況の中での苦肉の策だというふうにも思えるのですが、その辺についてのご感想があればお聞かせをいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 感想といいますか、実は人員基準の緩和につきましては、従うべき基準ということで、国が全国一律で示して、なかなか自治体独自では変えられないものです。ただ、先ほどユニット数の弾力化については、標準の基準でございましたので、町の考え方では、ある程度変える、変更することも可能ですが、先ほどお話ししたように、町に今所在するグループホームがどのようにお考えになるかということもありますけれども、ユニット数をもう一つ増やしてということにつきましては、特にそれを町として必要がないというような根拠もございませんでしたので、今回条例の中にユニット数の弾力化ということには盛り込ませていただいたところです。

確かに人員が緩和されるということについては、サービスを受ける側からすると、本当に大丈夫なのかということと、その一人一人の介護職員さんが業務が増えるのではないかという

ようなことも懸念としてはあろうかと思いますが、今回の条例の改正の中では、ICTを活用した会議を行うこととか、記録の保存の電磁化ということで、サービスを直接提供する以外のところで効率化を大分求めている条文もございますので、そういったところで業務全体で整理をしていただいて、直接のサービスに影響がないような、そういったことを事業者さんがこれからしていただけるようになればいいなというふうに感想として持っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 影響がないようになればいいんだなというふうに私も思います。ICT化ということで、介護だけじゃなくていろんなところでICTの活用ということが言われているのですが、それを活用すること自体を否定はしませんけれども、やはりこの何ていうんですかね、人をお世話する、そういう仕事になるわけですよね。まさしく介護というのはね。そういう中で、ICTということで、何かロボットの導入をしたらいいんじゃないかとか、事務処理にどんだんパソコンを入れたらいいんじゃないかなとか、いろいろ言われますけれども、じゃあそれだけその介護報酬があるのかということになると、ICTの導入をするにしても何にしても、お金もかかるわけですよね。

そんなことで、この今の介護報酬の中で、事業所を運営する中で、それが実現可能なのかどうかという問題も、逆に言うと出てくるのかなんていうふうな思いもしないわけではありません。

これ以上言いませんけれども、非常に人員等々の規制を緩和していくことが、やはり実際に介護を受ける方々のサービス、生活の豊かさとか、サービスの質の問題に関わる問題で、これ自体が本当にいいことなのだろうかというふうな疑問を持たざるを得ないなということだけは申し上げておきたいと思います。町長のほうで何かあれば、お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 提供を受けるサービスの側とすれば、やはりそういうふうに多くの方々に見守っていただくというのは大事なのだろうと思うけれども、片ややはり人もなかなか、この介護保険というのは当初、わあっと事業所が増えたかに見えて、若い方々も相当数の方がこういう介護事業という方々に就労されたという話を聞いていますけれども、年々やはりそういった方々が逆に少なくなってきていると。そういう働き手も少なくなってきている中で、介護を必要とする方々はどんだん増えてきているというようなことになっているのかなというふうに思います。

うちのほうの2つの施設、先ほどから課長も言われていますけれども、2つの施設も今頑張っていてやってもらっていますけれども、人手はやはり苦労しているみたいだと。それから、そういったことを少し緩和してやらないと、今度逆に経営という問題にも関わってくる場合もあるのではないのかなというふうに思います。

町として、そういった実際、事業所の方々と今度また懇談をするような機会を設けて、この間の会議には、そういう会合、事業所の経営されている方々も出席して意見は述べているようでありますので、今後、担当を通じてまたそのようなお話などもきちっと把握して、町として対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

8番今野 章議員、原案に反対の発言を許します。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。なかなか今回の改正の中でも、全てが悪いというふうに私は思っていないのです。加えられた条項の中で、こういうことも加わってよかったなというのもなかったわけではないなと思って条文を読ませてはいただいたのですが、残念ながらもっと基本的なところで、これは反対をすべきだろうなと思って討論に参加をさせていただきたいというふうに思います。

今回の松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、4つの条例改正を一括して行うものであり、その内容としては、オペレーターの配置基準や職員の勤務体制、兼務規定の見直しなどとなっております。また、利用定員の基準緩和やユニット数の上限の見直しなども行われることとなります。

こうした基準の緩和と見直しは、施設入居者やサービス利用者の方々の生活の質や豊かさに関わる問題であり、さらに働く職員の方々の労働環境に関わる問題でもあります。例えば施設であれば入居者の人数とそれぞれの介護度で、全体の支援の総量は決まってくるはずであります。そして、その支援すべき総量に対する必要な支援量、いわば仕事量、職員数も決まってくるはずであります。ここで職員を別の仕事に振り分けたり回したり、また定員や上限を緩和すれば、当然、利用者1人当たりの支援量が減るか、職員の労働強化が求められることとなります。

今でも介護現場は仕事の割には低賃金で離職者が激しいと言われていますが、今度の改正で

さらに拍車がかかるのではないのでしょうか。介護人材、担い手不足を補うために、介護事業所の人員基準や利用定員の緩和は、以前にも同様に行われてきた経緯がありますが、介護保険料や利用料などの値上げで、利用者や住民負担は増えたにもかかわらず、保険給付から総合サービスへの移行など、介護サービスは低下をしてきているというのが実情ではないかと思えます。

介護事業所の運営基準等の緩和は、介護の質の低下につながるものであり、利用者の尊厳や命を守ることができないという、介護事業としては本末転倒の事態を招きかねないものもあります。そもそも介護人材や担い手不足を補おうとするのであれば、全産業平均より10万円も低い介護労働者の給料の引上げや処遇の改善を行うべきで、基準の緩和で介護労働者や利用者に負担を負わせる制度の継続は、ごまかしとしか言いようがありません。制度の破綻につながるものではないかと申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 議案第10号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、賛成の立場から討論に参加いたします。

2025年には、団塊の世代全て75歳以上の後期高齢者となるため、医療・介護ニーズが今後飛躍的に増加していきます。ニーズの増加に合わせて医療・介護の支え手、医療・介護従事者も増加させなければなりません。しかし、介護の現場は人材の確保に苦慮しています。そのためには、業務効率化や負担軽減が図れるべきであります。一方、高齢者が安心して暮らしていくための人権擁護等の取組やケアプランの質の向上、また感染症や災害対策等への対応も必要であります。

議案第10号は、介護現場のためはもちろん、高齢者が安心して生きがいを持って自分らしく暮らせる環境をつくっていき、継続したサービスのために必要であると考えます。当町には今後、事業者と話し合いを通じ、現状の把握に努められることも期待して、賛成といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第10号松島町指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

＝

日程第8 議案第11号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第11号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 工事請負契約の変更について【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第12号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番澁谷

秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 教えてほしいです。道路附属物工事として639万8,510円の増額となっております。この内容を見てみますと、道路照明3基のほかに、運動公園補償工事の増と上げられておるわけですが、その運動公園補償工事というのはどのようなものがあるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 運動公園の補償工事につきましては、運動公園の備蓄倉庫側になりますけれども、そこにありますゲート、5段式のゲートになりますけれども、そちらのゲートを1基設置しております。

あと、照明灯移設と、あと地中配線、そちらの移設も1基。あとは、フェンス設置工が30メートル。あとこれ、水道の量水器の高さ関係も調整しております、それが1か所。あと、舗装の表層工、これが80平米ほど実施しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） すみません、聞き逃した点、大変お恥ずかしい次第です。

それから、安全費として約220万円ほどの増額となっております。こういった安全費というものは、誘導員の費用だと思うのですが、これは工事計画の際に設定されているものではないのかなということなのですけれども、その辺はどのような状況下だったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの安全費につきましては、交通誘導員について計上しておりますけれども、当初、その備蓄倉庫があります運動公園入り口の裏側の入り口につきまして、その部分を止めながら工事を実施しようと考えておりましたが、なるだけそちらのほうを通すように考えたことから、誘導員がその分必要になっております。工事全体の中で、156人ほど誘導員が増えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第12号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 工事委託に関する変更協定の締結について【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第13号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 13号、霞ヶ浦の安全対策ですね、踏切。本当にこの計画が出ましてから、執行部、特に建設課の皆さんには、幾度となく現場に確認していただきまして協議をしていただきまして、本当にありがとうございます。感謝しています。

そういうことで、この工事も本当に大詰めに差しかかりまして、あとあの民家のところまでの舗装道というところまで来ております。その形状を見ると、課長にも確認していただきましたけれども、その後、課長、本当に町民の方から、区民の皆さんから、これでいいのかというような、急勾配じゃないかというご意見が多々あるのです、まだ。

そういう中で、皆さんに納得していただくために、なかなか難しいと思うのですけれども、舗装されたのではもう終わりですから、その前にもう一度、地区の人に現状を報告というんですかね、課長の口から言っていただければなど。それで、ここまでだったら何とかということも含めて、説明をしていただければありがたいなど。

こういうところでこういうことを言うのは申し訳ないのですけれども、どうぞ含み検討していただければありがたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの踏切を渡りまして、西行戻しの松側の道路になるかと思えますけれども、今現在、高さの設定等につきましては、十分住民の方とお話をしながら、

協議しながら形を決めたものだと思っており、今に至っている形になっておりますけれども、今路盤の段階でまだ舗装する前の段階ということで、私のほうも先週、現地に行って確認をさせていただきました。

実際、今舗装する上のほうの高さと、踏切側の高さというのは決まりというか、変わらないものですから、中を、勾配が今から変えるとかというのはできないと思っております。ただ、舗装するときのすりつけ関係とか、高さの調整関係は少しはできると思っておりますので、もう1回現地に行きまして確認したいと。あと、皆様に説明したいと考えております。

以上でございます。（「よろしく願います。そういうことで結構です」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第13号工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり可決されました。

＝

日程第11 議案第14号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第14号令和2年度松島町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。私は3点ほどお聞きしたいと思います。

まずは、マイナポイント事業についてお聞きします。マイナンバーカードは、運転免許証を返納した方の公的な身分証明書としても利用できるということで、それと併せてマイナンバ

ーカードの普及促進とキャッシュレス決済の普及のために、このマイナポイント事業というのは行われていると思うのですが、この締切りが今月末であったと思うのですが、現在までの申請の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） マイナポイント事業でございますが、7月の臨時議会で補正予算をさせていただきまして、現在のところ、それから交付受付件数につきましては、446件ということで受け付けております。前年に対しますと、50%以上の増で受付している状況でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） そうしますと、全体で言うと、町民との割合というのは何%ぐらいでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 2月末現在で24%でして、県内では今4位の交付増の順に付けております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） では、報道で全国で25%を超えたという、担当大臣の方がおっしゃっていたのですけれども、それに近い形でなのですが、このマイナンバーカード、コロナワクチンの接種率を把握するという見込みであるというのも報道ではあったのですが、あと今月からのホームページ等を見ると、マイナンバーカード、健康保険証利用が可能になるというふうにサイトでも書いてありました。これをやはり普及していくことは大事だなと思うのですが、マイナポイント事業に関しましては今月末ではありますが、やはり申請率の向上に向けては取り組んでいくべきと考えるのですが、町としてはどう考えているか教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） すみません、最初に発言の訂正をさせていただきます。マイナポイント普及率が4位とお答えしました。35市町村の中で9位ということで、大変申し訳ございませんでした。

また、来年度のマイナンバーカード普及の事業の啓発につきましては、当初予算のほうでも

本事業の取組をマイナポイント事業費としてではなくて、住民戸籍基本台帳費のほうで計上させていただきますので、引き続き住民の方の受付に対応してまいりたいと考えておりますし、年度末までに健康保険証のほうの同時申請も引き続き受付できますので、このような形でSNS等も活用しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） こちらは申請率向上に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいのですが、報道によりますと、24年度末には運転免許証と一体化になるという報道もありましたので、やはり申請率向上に向けてどんどん周知を図っていただきたいなと思います。よろしく願います。

続きまして、コロナのほうで、まつしま応援商品券給付事業についてお聞きします。こちらは議会からの提言で給付型ということになりましたが、情報だと、なかなか利用が進まず、12月末の時点で50%余りの換金率だったという話をお聞きしましたが、なかなか半分しか換金率がなかったということで、大変厳しい中、最終的に利用率がどのぐらいになったか、あと併せてこの事業的な効果をどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 率をいうと93%ほどでございました。議員からお話がありましたとおり、ぎりぎりまで広報車での呼びかけとか、あとノパメールでのお知らせとかをして、職員も非常に頑張って率が上がったと思います。

あと、商品券については、経済的な面なのですけれども、お店のほうでの売上げと、あとはお客さんというか、町民の方ですね、商品券、あとプラスアルファで恐らく自腹で出して商品のほう、買っていただけたかなというような、肌感覚ではそういうのは実感は持っております。経済活動の一助、一環にはなったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 本当に今回、担当課のほうで様々な告知をしていただいて、事業支援というのにつながったのかなという思いがあります。今回、A券、B券に分かれて、大型店以外でもたくさん使われたのではないかとこの思いがあります。それも事業者の方にお話を聞いて、すごく効果があったというお話を伺いました。大変、今回すごく告知、メールだったり、広報車で回っていただいたり、大変こちらは効果があったなと思いますので、大変あり

がございました。

もう一つ、ふるさとの魅力で食卓を応援します事業について、こちらもお聞きしたいと思います。先ほどの商品券というのは事業者支援であったのですが、この事業は生産者のほうの支援につながったのではないかという思いがあります。こちらは2市3町の特産品をまとめた「てんこもりセット」という名称で販売されまして、1万円分の商品が5,000円分で販売され、販売開始後2日で完売したというお話がありました。これはカレーとか古代米とか入っており、松島からはカキのむき身300グラムと殻つきカキですかね、これを入れていただきました。この事業として、本当に漁業に対して大変支援につながったという思いがあります。ありがとうございます。

そこで、この事業に関しまして、やはりあっという間に完売してしまって、本当は欲しかったという声が多々あるのですが、これのぜひまた第2弾というのを考えていただきたいなという思いがあるのですが、この事業に関して、その実際に買われた方の声だったり、この事業の評価、併せてお聞きしたいのと、あとは第2弾について何か考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回このてんこもり事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応ということで、地元の経済、生産者の応援、または地元の食卓の皆様の応援ということで企画させてもらった事業でございます。事業の中身といたしましては、1月12日から販売開始をしまして、約2日間で完売ということで、大変好評を得た事業でございました。

こちらのほうなのですけれども、県内在住者はもちろんなのですが、今回、フェイスブック、SNS層を通じまして、国内広く申込みがございました。北は北海道、南は福岡から申込みをいただきまして、それぞれに発送のほうさせてもらっております。

今回、その発送の箱の中には、2市3町の観光パンフレットの一式と、あとはアンケート用紙を入れておりまして、150を超える方からアンケートをいただいて、もう一度第2弾のほうを求める声があるということで、2市3町の事務局のほうでは把握しております。

また、松島のほうからむき身のカキと殻つきカキのセットを入れたところ、その中に組合さんのほうで直接販売しますよということでパンフレットを入れていただいた結果、てんこもりを買った方からおかわりセットということで、それぞれの組合のほうに直接購入の申込みがあったということで報告は受けております。

以上のことから、今後も2市3町で何らかで取り組める事業があるか考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 大変すばらしい事業であったと私は思います。1次産業の収益を上げていかなきゃないという中で、コロナで大変な状況なのですが、第2弾、第3弾とあるようでしたら、ぜひ漁業だけじゃなくて、今度は農業の産品、お米だったり、おいしいものはたくさんあるので、それをぜひ入れていただきたいという思いがあります。それとですね、この事業を通して、地元でこういうものが作られているんだとか、そういう地元のおいしいものがたくさんあるというのを知ってもらう機会にもつながると思いますので、ぜひ第2弾、第3弾とやっていただければという思いがありますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。その事業一覧表の中で1つ気になったので教えてください。

No.43の高校就活対策事業です。ここに事業概要は書いてありますが、実際にもう少しどういう内容だったのか、反省も含めて教えてください。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらの塩釜広域2市3町で事務を進めております、塩釜広域連絡協議会の中での事業なのですけれども、このコロナの影響を受けまして、高校生の就職状況が非常に悪いと、昨年7月、8月ぐらい、報道にもありましたが、そういった意味も込めまして、では高校生の採用について各企業に働きかけをしていこうではないかということで企画したものでございます。

こちらは、本町でいえば観光協会ですとか商工会、温泉組合、旅館組合のほう、各事業者のほうにチラシを配布しまして、ぜひ高校生の就職について考えていただけませんかということで行った事業でございます。もちろん塩釜のハローワークのほうを通じて加盟している各事業所のほうへも配布しております。

事業の中身としましては、地元の高校生、本町であれば松島に住民票を置く高校生が採用された場合、そちらのほうに奨励金という形で、各企業10万円ということで補助を考えていたものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） そうすると、この今回の今の段階では20万円ですか、これは見込みとなっていますが、その先は今どのように考えているのかをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在、町のほうに報告来ております企業が2社ということで、本町の高校生が、2社の地元の企業のほうに採用しているというところで報告を受けております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） これはあれですよね、今、2市3町の広域という話ですが、それでその2市3町のエリアの範囲という枠を広げた中身ではあったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 企業につきましては、2市3町の中に本社を置く事業所ということで企画しております。ですので、松島の住民の高校生が本町内の事業所でも構いませんし、塩竈、多賀城、利府、七ヶ浜、その2市3町の枠組みの中の企業に入れば、奨励金という形で補助を出す事業でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） その他の1市3町の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在、まだ3月、残り半月ほどありますが、現在の状況では塩竈、多賀城は約10名、七ヶ浜が5名、利府が3名程度ということで報告、中間報告ではあります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） コロナの状況は皆さんご存じのとおり、なかなか先が見えないので、今回交付金という形でこういう形になりましたが、もし次年度もそういう中身の補助金みたいなのが上がった場合に、その考え方の方向性はあるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 先ほどのてんこもり事業と併せまして、今後も塩釜広域でど

ういった事業と一緒に連携を取っていけるのかということで考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間でございます。私のほうからは、事項別明細書をもって質問させていただきたいと思っております。

まずもって2款1項8目ですか、企画費になります。企画費の中の18節負担金補助及び交付金の中の2段目、津波被災住宅再建支援事業補助金の減額の方ですけれども、この内容説明と、今後、後年度に対してどのような考え方をお持ちなのかをちょっとお伺いしておきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問の津波被災住宅再建支援事業でございますが、こちらは震災の中でできた制度でございます。震災発生時に津波浸水区域内の持ち家に居住し半壊以上の被害を受け、さらに住宅取得をされた方ということに対して補助は出されているものでございます。これは国からの基金のほうを造成しまして、その中から出し入れをしながら、これまで補助を行ってきておりました。

震災10年目のこの令和2年度で今回のこの事業が打切りということで、令和2年度当初予算のときにもご説明いたしましたが、できるのであれば加算のほうを考えていきたいということで予算化したものでございます。

これまで国と県に対しまして加算の方向性を協議してまいりましたが、要綱上の中で制限されております金額でということで今回決まりましたので、こちらのほうの6,300万円につきましては、残金という形にはなりますが、来年度、決算議会の議決を受けた後に返還という手続に入らせてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 分かりました。

次に、6款1項4目になりますか、農林水産費の中の農地費です。ここもやはり18節の部分です。今回変更に伴って負担金が増額されております。いわゆる復興基盤総合整備事業の負担金についてであります。1,517万6,000円という数字ですけれども、この変更された内容をお尋ねさせていただきます、まずもって。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

平成30年の4月期なのですけれども、農地整備の作付開始してはりましたが、岩礫掘削した面工事について、生育不良等が見られた水稻及び作付に支障がちょっと一部出たということで、そのための対策費とか、あとは配電盤、建屋建設などの、あとは県道横断のパイプラインの敷設替え等、補完工事の通行に伴うものでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今ご説明いただいた中で、私も随時あの辺点検、点検というわけではないですけれども、見て歩く機会がありましたからですけれども、土壌・土質をお調べになって圃場整備をされて展開されたら、そういった中で、圃場の中でやむを得ずして、この辺で俗に言う岩っからというんですかね、礫等が過分に発生したために、その部分が生育が悪いとして、置き換え措置とかいろいろ現地においてはされたのでしょけれども、それ以外で何か手を打ったというのがありますか。その辺の内容はどうでしたか。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 聞いたところでは、先ほども再三申し上げましたけれども、その岩礫掘削した面工事についての一部整備の不良ができましたので、それに対するものというところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） もうちょっと現地踏査、あるいは耕作者がおられるわけですから、その辺のところも職員派遣するなりして、聞き取りに及んで対応するとか、その辺もやはり私のほうとしては、農業従事者の関係で言えば、確かに実行組合長会とかいろいろ会議で話題になったりもしますから、大体おおよそつかめてはおるのですけれども、やはり行政方もその辺も踏み入ってお調べいただくなり、今後のためにもよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、29ページのほうになりますけれども、8款2項3目になります。これは道路新設改良分であります。ここで14節工事請負費の部分の中に、3本ほどちょっと大きな金額でもって減額補正されています。避難道路整備の工事の内容からだとは思いますが、特にこういった内容、いわゆる減額となった工種なり内容、あるいは補償等を含めてですけれども、そうい

ったことでの内容説明をちょっとつぶさに聞かせていただけたらありがたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事請負費の減額につきましては、避難道路整備事業の3事業7路線でありますけれども、こちらにつきましては今年度で最終年度でありますので、計画で認められている工事費の限度額と、あと残工事費分を確認しながら予算計上しているものであります。また、事業最終年度でもありましたので、不測の事態があってもすぐに対応できるように考えておりました。

こちらの減額が大きい部分につきましては、町道白萩南線避難道路整備工事になりますけれども、こちらは高城町駅前の道路の工事になりますけれども、こちらは契約差金と、あと駅前の工事というのはJRさんと関連がある工事ですので、JRの近接工事等々も考えながら工事費を見ていたということです。JRの近接工事が軽微な形で終わりましたので、こちらの減額できる形になったということでもあります。

あと、次に町道松島・磯崎線避難道路整備工事になりますけれども、こちらはちょうどアトレ・る前の道路から大橋にかけての工事ではありますが、こちらにつきましては、大橋工事の関連があるために、その辺の工事分を見込んでおりましたけれども、こちらも契約差金等で減額できるという形になっております。

あと、その下になりますけれども、松島海岸・湯ノ原線避難道路整備工事になりますが、こちらにつきましては、契約差金と同じように、JRさんのトンネルの上を道路を整備するという形で、近接工事関係で費用がかかると考えておりましたが、そちらのほうが軽微に済んだために減額という形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ごめんなさい、私3本と言いましたけれども、4本でした。一番下、下段になりますけれども、磯崎・手樽線外となって、これ、2,190万円についてもちょっと併せてお願いできますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 一番下段になります町道磯崎・手樽線外道路整備工事につきましては、こちらは単純に契約差金となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 分かりました。どうもありがとうございます。

最後になります。これは10款3項4目ですか、中学校費の中の4目学校建設費のいわゆる中学校のプール解体事前事後調査事務委託料として495万円ほどの減額補正しております。仕事を出されて、いかほどの仕事量でもってこの減額数字になっているのか、そして減額の対象となった部分、見て取れた部分が项目的に何かお分かりの点がありましたら教えていただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 学校プールの解体事業の事前と事後の調査業務委託でございますが、これは事前と事後の2回の業務委託として予算を計上させていただきました。事前の業務委託につきましては165万円ということで契約をさせていただきました、学校のプールの高城川沿いの4世帯分の世帯に対しまして事前調査、工事前の事前調査をさせていただきました。

それで、解体工事が終わりました、その後、何か申出でもあれば、その被害状況等の調査をしなければいけないものですから、その部分に対しての事後調査の委託ということで残しておったのですが、各戸から特に異常はないということでのご回答をいただきましたものから、2回目の事後調査はしないということで、今回、第1回目の委託分の請差と、あと2回目の事後調査の委託金を今回、補正で下ろさせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そうしますと、現地のいわゆる中学校のプールに隣接した高城川沿いに張りついておられる住居からの、この解体工事等を進める上でのいわゆる建物補償等に関わる内容をもって精査したところ、最終的にこれほどの減額になったということだろうと思います。これは単年度的にというか、今年度いっぱい相手方から何らクレーム等生じなければ、これで終わりという判断のものでよろしいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） これは事前調査の際に、調査各項目がありまして、何かあったら速やかに教えてくださいということで事前にも申し上げておりました。工事解体後、しばらく時間を置きまして、状況はどうでしたかということで再確認をさせていただいて、さらに問題ないということでご回答いただきましたので、私どもでの判断としては、もうこれ以上の損害はなかったということで判断しまして、これで精査をさせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） このいわゆる事前事後調査、業者さんに発注して精算されてということでしょうけれども、町側としてもその業者さんを通じるなりして、対象となった家屋の所有者等、お住まいの方からの何かのいわゆる、何ていうんでしょうね、補償申立て等、今後いたしませんくらいの文書書面等は頂いている形なのですか。その辺はどうかされていますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 特に文書等での回答というか、そういうものは頂いておりませんので、回答、本人と私どもの会話の中での回答ということで処理をさせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 実はちょっと気にしたのは、2月の13日でしたか、地震等ありましたよね。大きな地震ね。その前に一切切切終わって履行確認というか、終わっているという状態で相手方から何もなかったということであれば、それは時点が全然沿わないわけですから結構だと思いますが、それ以後で調査等を最終契約内容の履行確認をしたとするならば、そこに問題等は発しませんねということの確認をしたのです。それでよろしいですね、理解はね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） はい、そのとおりでございます。（「以上です」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 3点、すみません、お願いします。

21ページの障害者福祉なのですけれども、12月にもこれ補正、障害者、出ていますよね。今回はそのほかに国・県に返還金と、そういうふうにあって、合わせて幾らですか、1,145万1,000円というふうになりますけれども、その2つ、明細というんですかね、2つ別々に幾ら幾らになっているのか、ちょっとお知らせください。返還金と、それから支援金、給付金。それぞれ幾らか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） すみません、まず返還のほうにつきましては、令和元年度、昨年度のこちら、障害者自立支援給付負担金の事業費確定に伴いまして、多くもらっている分はお返しするというようなものになっています。

上段の18節のほうに補正させてもらっています、障害者自立支援給付負担金の1,145万3,000円は、これは今年度分として足りなくなった分を補正させていただいておりまして、その要因としましては、児童発達支援の中での未就学の障害児に通所で支援を行う養育の場の利用者が、当初3名を想定したのが10名に増えたということで、今年度分の不足分ということで

補正させていただいているものになっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 分かりました。

それでは、次なのですけれども、児童措置費638万5,000円、随分大きい減額かなと思うのですけれども、この実績なのですけれども、実績が下回ったということなのですけれども、いかほどなのでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 当初でございますが、こちらは児童手当のほうにつきましては、4,636人を想定し当初予算に計上させていただきました。4,636人です。現在、まだ3月いっぱい精算見込みでございますが、こちらは4,545人を決算見込みとしまして、大体91人ぐらい減少していると。その要因につきましては、出生・転入等の見込みが当初考えたより少なかったということで、今回減額させていただいております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 転入とかなんかが少なかったというようなことなのですけれども、90名、大体毎年、90名も少ないということはコロナの影響か何か、そういうふうにあるんですかね。何かそれだけ、こんなに減ったというのは、要因があるんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 確かな要因というのはなかなか、出生もです、併せて転入等少ないのもなかなか要因は把握し切れておりませんが、当初予算のほうでもう少し精査して計上するように留意していきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そうですね、やはり90名というのは大きいからね。大体毎年生まれる子供は何人ぐらいかなというのは想定できるわけでございますので、その辺も過大な予算というふうになりますから、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ最後に23ページ、5目の町長の肝煎りのこの子ども医療対策費ですね。630万円という、これも大幅な減額、これは子供さんが病気にならなくて済んだお金でございますから、これは非常によろしいというようなことで、何となく分かるのですけれども、そ

の一番の要因を改めて、何でしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） こちらの子ども医療費助成につきましては、当初予算で想定していた人数とほぼ一致しているのですけれども、やはり前半、コロナ禍における病院控えということで、かなり入・通院、かかる方が減ったということが要因となっています。ただし、1月、2月というところでは、昨年に近い利用者に近づいている状況でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 聞くところによると、仙台ですか、コロナ禍でインフルエンザ、間違ったら申し訳ないのですけれども、この何日か前の新聞で、1人しかインフルエンザいなかったと、かかったのが。そうなれば、松島ももうほとんどいないのかなと思いますけれども、インフルエンザ、この間、まあ最近ですね、もうかかった人というのはいらんですかね。そういう報告は受けていますか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町のほうではなかなか社会保険管理者のところまでは把握し切れていないのですけれども、国民保険加入者につきましては、今のところ報告がない状況かと思っております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第14号令和2年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

＝

日程第12 議案第15号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第15号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第15号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

＝

日程第13 議案第16号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案16号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。5ページの保険者機能強化推進交付金と、こういって326万6,000円ですか、計上されておりますけれども、この交付額というのは県内では多いほうなのか、少ないほうなのか、どういった位置にあるのかなと思いましたが、この交付基準となる、この算定方法と、県内における位置について教えていただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まず、今回の交付金、2種類ほどございますが、1点目は、保険者機能強化交付金ということで、こちらは高齢者の自立支援ですとか、重度化防止などに取り組んでいる自治体の取組を点数化いたしまして、それに伴って交付金の配分額が決まるものでございます。こちらは令和2年度につきましては、全国平均が843.1点、県平均が848.3点でしたが、松島町は864点ということで、全国平均より20ポイント上回り、県の平均よりも約15ポイントほどでしょうか、上回っているところでございます。こちらで交付金の配分額が294万3,000円でございます。

また、もう一つの介護保険保険者努力支援交付金につきましては、こちらは目的といたしましては、介護予防と健康づくりに資する取組の町の実施状況について配分されるものでございます。こちらにつきましては、全国平均が432点、県平均が436.7点、松島町は499点ということで、こちらも保険者機能強化の交付金と同様に、国と県よりも上回っている点数でございます。交付金の配分につきましては、326万6,000円というふうになっております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大変努力されているんだなという、そういうことになるのかなと思うのですが、県内でいうと何番目ぐらいの位置づけになるんですかね。そこまで分からなければ分からないでいいですけど。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 順位まではすみません、手持ちにございません。（「分かりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第16号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長(阿部幸夫君) 日程第14、議案第17号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部幸夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部幸夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(阿部幸夫君) 起立全員です。よって、議案第17号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第4号)
について

○議長(阿部幸夫君) 日程第15、議案第18号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番(櫻井 靖君) 観瀾亭会計なのですが、今回、コロナ禍で大変だったのかなと思うのですが、観瀾亭及び福浦橋カフェベイランドのこの状況、どういうふうになっていたのか。また、今どういうふうな状態であるのか、お知らせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(阿部幸夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) お答えいたします。

今お話にありましたとおり、コロナ禍の中の状況下ということで、4月、5月、緊急事態宣

言下の中で、ほとんど観光客のほうがお見えにならなかったという状況がありました。7月以降、国のG o T o等がありまして、これから頑張るぞというところに、また年末の12月、国のG o T oがまたストップ、そしてあと松島の場合はどうしても首都圏等のお客様も多く見えられておりますので、首都圏のほうでの緊急事態ということで、非常に苦しい、まだ年度は終わっておりませんが、苦しい1年だったなというような状況でございました。

そして、予算的なものなのですけれども、今回の補正の中で、観瀾亭の観覧料の収入につきましては、当初から見て、予算から見て7割減、それから福浦橋についてはおおよそ4割減というようなことで見込んでおります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 働いていらっしゃる方というふうなのもいたと思うのですけれども、そういうふうな中で、休みを取られたりとかというふうな、こちらのほうから休みをお願いしたりとか、そういうふうな現状はなかったのでしょうか。そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 4月、5月の緊急事態宣言時については、本来であればハイシーズンで大変忙しい時期で、裏方に回れば抹茶の茶わん洗いやら何やらで大変忙しい状況なのですけれども、ここはひとつ見聞を広めようというようなこともありまして、瑞巖寺さんをはじめとした、そういった文化施設のほうに見学をさせました。そして、瑞巖寺さんであれば、そういった専門の方にお話を聞いたりというようなことでの勉強もさせていただきました。

あと、非常に苦しいながらも、雇用の状況は維持したいというようなことで、できる限りその辺の賃金につきましては、民間と対してどうなのかなというのはありますけれども、その際は、普段あまりしたことのない部分の清掃とか、あとは会計職員の中で、今後回復したらどういった方向でやればいいのかねというようなことを、私たち職員も一緒に入って検討したりというようなことをやっておりました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そういうふうな面で、給与が維持されたというのは大変よかったなと思っております。

それに、あとこういうふうなお客さんがいない中で、もし売上げというふうなのが結構上から

ないというふうな状況もあったと思うのですけれども、ロスをなるべく出さないというふうな工夫も何か、そういうふうなのがあればよかったのかなと思うのですけれども、そういうふうな工夫というふうなのはどうだったでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 非常に参考となる意見でございましたので、そうしたものも取り組みながら、今後検討したいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） じゃあできればメニューとか、そういうふうな部分で絞っていただいて、なるべくそういうふうなものを出さないとかというのは、何か結構民間のほうでやっているみたいですので、ぜひともそういうふうな部分で、仕入れる部分をなるべく抑えろとか、そういうふうなことをされるといいのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第18号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第19号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第19号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第20号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第20号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 工事請負契約の変更について【一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第21号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第21号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は3月9日午前10時でございます。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後2時00分 散 会